

岡山市告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山市環境局環境部環境事業課において一般の縦覧に供する。

令和8年 月 日

岡山市長 大森雅夫

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の

2第1号に規定する埋立地の区域

(1) 一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

岡山市北区御津紙工3783

2 備考

(1) 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の縦覧をもってこれに代える。

(2) 1の区域については、令和7年12月 日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。